仕　様　書

Ⅰ　一般事項

１　調達目的

本仕様書は、独立行政法人都市再生機構（以下「甲」という。）の事務所におけるビジネスフォンシステム機器（以下「機器」という。）の導入に伴う機器、回線及び既設機器に関わる調達・設置・調整作業について落札者（以下「乙」という。）が行うべき事項を示したものである。

２　調達範囲

（１）導入機器の調達及び設置　（別紙のとおり。）

（２）機器等の適切な稼動調整

３　調達スケジュール

（１）納入完了期限

契約締結日から２週間以内

（２）賃貸借期間

全ての納入場所における設置が完了した日の翌日から起算して８４か月間とする。

４　納入場所

独立行政法人都市再生機構　中部支社　北勢・尾張都市再生事務所　清須分室

清須市西枇杷島町花咲 84 番地　清須市役所西枇杷島庁舎２階

５　納入作業

（１）甲の指定する設置場所において、乙の責任と負担により、導入機器等の搬入、据付け及び調整等を納入完了期限までに完了し、使用可能な状態にすること。

（２）乙は作業の実施に当たり、事前に作業日程、作業場所、作業内容及び作業実施者等を含む作業日程表をあらかじめ甲に提出しなければならない。

（３）導入機器の使用方法の説明を職員等に行うこと。

Ⅱ　必要要件

次の要件をすべて満たす機器とする。

１　主装置

最大外線数　４ｃｈ、最大内線数　６台

２　デジタル多機能電話機

オンフックダイヤル、リダイヤルポーズ、フッキング、保留、ワンタッチダイヤル及び短縮ダイヤルの機能があること。

3　留守番応答機能

営業時間内（昼間）、営業時間外（夜間）及び定休日のモード切替えを手動で行えること。夜間及び定休日の甲の指定する回線への着信に対して、自動音声応答が可能であること。

4　収容通信回線

別紙のとおり。

5　想定使用状況

代表電話番号への同時着信、通話を可能とすること。

6　拡張性要件

将来、回線若しくは電話機を追加した場合又は光電話回線に切り替えた場合にも対応可能な機種であること。

7　保守要件

一元的な故障受付が可能であること。

8　その他

導入機器に必要な部材、工事資材、消耗品等は乙が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」等により調達し、搬入については甲の担当者の指示に従うこと。

Ⅲ　工事

1　内容

（1）主装置の設置

（2）多機能電話機、接続ケーブル等の設置及び配線

（3）内線番号の設定

（4）留守番応答機能及び通話録音機能の設定

（5）既設機器の撤去

2　設置、調整等作業

納入完了期限までに甲の指定する場所に機器を配置し、必要な配線、調整及び動作確認を行うこと。

ボタン割付け、内線番号設定等の詳細作業内容については、甲の職員と打合せの上、設定を行うこと。

電話回線種別の変更が必要となるので、通信事業者と切替作業等について充分打合せを行うこと。

現地の作業に当たっては、その方法・手順等を甲及び建物管理者と詳細に協議すること。また、納入時の搬入車両、搬入方法・経路等について事前に確認し、建物管理者に届出が必要な場合には所定の手続を取ること。

3　瑕疵担保責任

賃貸借期間の開始日から１年以内に正常な使用状態で発生した事故及び不具合について

は、乙の責任とし、無償で修理又は交換を行うものとする。

4　納入検査

導入機器の納入後に甲の指定する職員による納入検査を行い、検査合格をもって納入完了とする。なお、納入検査には、乙が立ち会うものとする。

納入検査の結果、導入機器の全部又は一部に不合格品を生じた場合には、乙は直ちに当該機器を引き取り、その代替品を甲の指定する職員が定めた日時までに納入するものとする。

5　連絡指示事項

本仕様書の各項目に不明な点がある場合は、乙は甲の指定する職員と打合せを行い、その指示に従うこと。

6　提出書類等

機器取扱説明書

機器構成図、配線図

7　その他

（１）乙は、導入機器に賃貸借機器であることを示すラベルを乙の負担により作成し、貼り付けるものとする。

（２）本仕様書に記載のない事項であって、本調達に際し必要と認められる事項が発生した場合は、乙は甲の指定する職員と協議し、その指示に従うこと。

（３）乙は、本仕様書に基づく全ての作業において、甲が提供した業務上の情報を第三者に開示又は漏洩しないこと。また、そのために必要な措置を講じること。

問合せ窓口
三重県鈴鹿市白子駅前１９番２２号
独立行政法人都市再生機構　中部支社
北勢・尾張都市再生事務所
電話　059－380－3280　　Fax　059－380－3282

別紙

設置場所及び設置台数

名称	所在地	主装置	停電対応電話機	電話機
清須分室	清須市西枇杷島町花咲 84 番地 清須市役所西枇杷島庁舎２階	１	１	３

収容通信回線及び想定使用状況

名　　称	収容回線数 （ＩＳＤＮ）	代表着信 ｃｈ数
清須分室	２	１

詳細仕様

１　主装置　【基準品：ＮＴＴ製　αＮＸⅡ　TypeＳ】

主な機能	仕　　　　　様
外線発着信	外線を使用し発信、着信応答が可能であること。
内線発着信	内線を使用し発信、着信応答が可能であること。
保留・転送	通話の保留、及び他電話機への転送が可能であること。
表示	カレンダー、通話時間等表示が可能であること。

２　デジタル多機能電話機

【①基準品：ＮＴＴ製　デジタル多機能電話機（24 ボタンタイプ　ISDN 停電）】

区　　　　分	仕　　　　　様
ナンバーディスプレイ表示	着信時相手発信者番号がディスプレイ表示可能であること。

【②基準品：ＮＴＴ製　デジタル多機能電話機（24 ボタンタイプ）】

区　　　　分	仕　　　　　様
ナンバーディスプレイ表示	着信時相手発信者番号がディスプレイ表示可能であること。

※１　同等品による場合には、見積書提出と同時に同等性を証明する書類を提出すること。

※２　全て新品で１年間以上のメーカー保証があること。

提出書類一覧

提出書類一覧

（法人等名称）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

1　下表は、本調達の見積合せに際し、必要となる書類一覧です。書類等提出前にこの一覧表により提出書類の漏れがないか御確認ください。

2　この一覧表は、法人等の名称のみを記載し、書類提出時に併せて御提出ください。

3　「機構使用欄」には何も記載しないでください。

項番	書類名称（※使用する様式）	提出部数	備考	機構使用欄
1	ビジネスフォンシステム機器の納入実績報告書（様式２）	１部		
2	同等品申請書（様式３）	１部	同等品をもって入札しようとする者のみ提出。	

【提出書類作成における注意事項】

① 所定の様式を使用すること。所定の様式をワープロ等で改めて作成する場合は、様式に記載してある字句等について省略・変更等しないこと。